

日本文化史学科必修科目「文化財論」 1 年目（2001 年度）の講義記録

白 川 哲 郎

はじめに—「文化財論」の位置—

「文化財論」は、2001 年 4 月、大阪樟蔭女子大学（以下、「本学」と記す）学芸学部に新設された日本文化史学科における専攻科目の中の必修科目のひとつである。現行カリキュラムにおいては、1 年生配当で春期・秋期それぞれ 2 単位、合計 4 単位の科目として開講されている。2001 年度の受講登録者数は、春期・秋期ともに 56 名、日本文化史学科第 1 期生の全員が受講登録していた。

「文化財論」という科目は、日本文化史学科の前身、樟蔭女子短期大学（以下、「短大」と記す）日本文化史科における同名の「文化財論」の教育内容と、それがもたらした教育効果等を勘案し、カリキュラムに採用されたものである。日本文化史学科開設に際して、筆者は、この「文化財論」の担当教員とされた。それまで日本中世史という極めて限られた分野を専攻してきたにすぎない筆者にとって、「文化財論」なる科目は、その対象とすべき範囲に始まり、教育内容・目的、教授方法等々、そのほとんど全てが未知の科目であった¹⁾。

そのため、「文化財論」を講義することに決まって最初に直面したのは、何を講義するか、という最も基本的な問題であった²⁾。たとえば、いくつかの具体的な文化財を取り上げ、それについて論じるだけでは、おそらく日本美術史や民俗学、考古学といった、それぞれに関する専門の講義に及ぶべくもないことは明らかである。そこで『講義要項』には、「ある地域やある国の歴史や文化について知ろうとする時、文化財への理解は欠かすことができない。また、将来の文化的向上・発展のためには、文化財の適切な保存と活用とが求められている。講義では、文化財にはどのようなものがあるのか？、その保存と活用のために先人たちがどのような努力をしてきたのか？、文化財を後世に伝えるためにどのような課題があるのか？」、といった点について、数回の学外授業を実施しながら、共に学び、考えて行く。」と記した。言い換えるならば、文化財の保存と活用について、また、文化財を将来に伝えることの意義や課題などについて、考えることに重点を置いた講義とすることを目指すことにしたのである。

本稿では、日本文化史学科開設 1 年目の「文化財論」の講義内容を記録し、報告する。講義内容について広く御批判を仰ぐことで、必修科目「文化財論」が、より豊かな内容を有する科目となるよう改善、修正を図りたい。また、そのことを通じて、日本文化史学科の完成年度に向けて、学科カリキュラムの整備、充実に資することができればと考える。

ところで、「文化財論」の特色として、『講義要項』にも記した“学外授業”があげられる。個別には以下それぞれ触れるが、2001 年度に実施した学外授業を表に整理した。学外授業は、教

表 2001年度「文化財論」の学外授業

実施年月	実施場所	実施内容
5月14日	法隆寺	文化財保護法制定の契機ともなった世界的な文化財である法隆寺の見学
7月6日	当麻寺 大阪市立住まいのミュージアム 大阪市北区中之島～中央区北浜一帯	国の重要無形民俗文化財「当麻寺二十五菩薩来迎会」の見学 大阪の住まいをテーマとした、大阪市立住まいのミュージアムの見学 一帯に散在する登録有形文化財を中心とした近代建築物の見学
7月13日	樟徳館*	学園所有の登録有形文化財・樟徳館の見学
10月29日	東大阪市市民会館	本学主催の「東西狂言会」での狂言の観賞
11月30日	本学円形ホール*	落語の観賞とワークショップ
1月16日	SANYO MUSEAM 大阪歴史博物館	企業ミュージアムのひとつ SANYO MUSEAM の見学 開館間もない新しい博物館である大阪歴史博物館の見学

*は学内における教室変更の形で実施されたもの。

室を離れて実際に現地に赴き、“本物”に触れることで受講生の知的好奇心を喚起し、同時にその対象に関する理解を深めることを意図するものである。もちろん学外授業は、「文化財論」のみの特色にとどまるものではなく、日本文化史学科全体の特色として重視されている。しかしながら、必修科目という性格上、他の科目以上に「文化財論」においては、学外授業が有効に組み込まれることが期待されていると、筆者は認識している。学外授業を活用し、様々な“生”の文化財に触れさせることで、知識としてのみならず、実感のレベルにおいても、文化財の内容やそれが有する意義、あるいはその文化財を保護し、将来に伝えて行く上での課題や問題点について、受講生自らに学び取ってもらいたいと考えた。

ただ、学外授業には、“生”の文化財に触れるこことによって、大きな教育効果を期待できる一方で、その実施内容や日程などによって、講義の進度や内容が逆に制約されざるを得ないという“両刃の剣”的性格が存在することも否めない。学外授業を講義全体の中に如何に効果的に位置付けるか、「文化財論」の講義を進めて行く上での難問であった。1年目の「文化財論」が、この問題をどれだけクリアーできたかについては甚だ心許ないが、本稿の中でもこの点について可能な限り振り返ってみたいと思う。

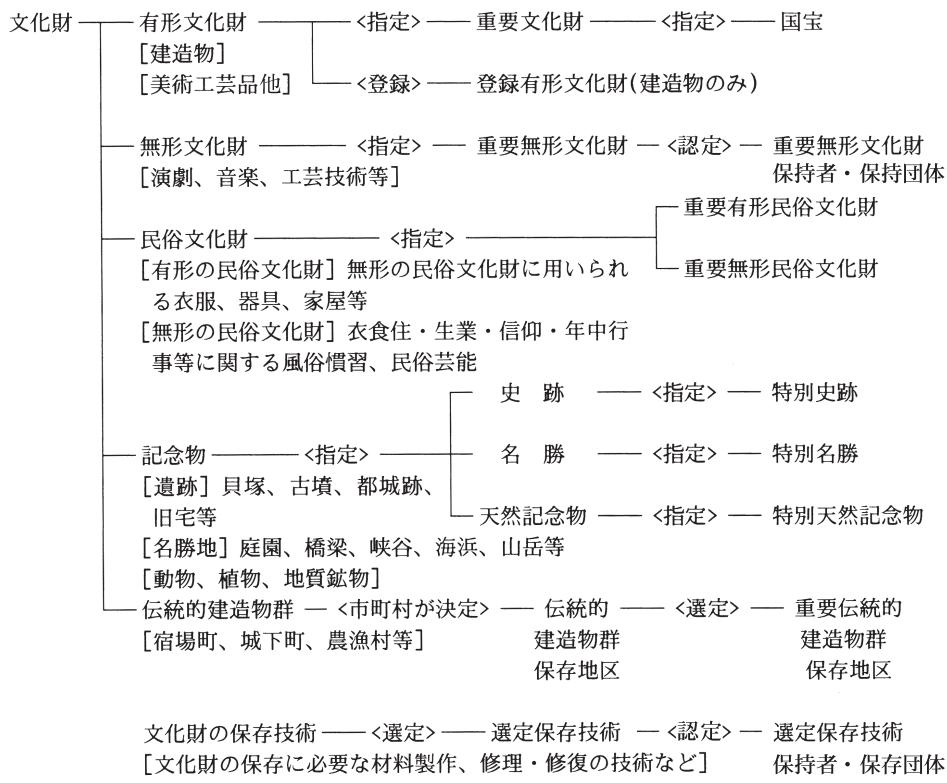
I 春期「文化財論 A」の記録

2001年度春期「文化財論 A」は、授業時間が金曜日第5時限に設定されており、4月13日に第1回目の授業を行った。その後、2回の学外授業を含めて合計12回の授業を実施した（定期試験を除く）。以下、講義の順に、その内容を記す。

(1) 文化財への接近－学生の“文化財”認識－

「文化財論」という科目そのものへの導入ともなる最初の授業では、“文化財”という用語の、①定義、②具体例、そして③それが一般的に使用され始めた時期、を問うことからスタートし

図 文化財の体系



*文化庁ホームページをもとに作成。

た。

“文化財”という用語が、1950年（昭和25）に制定された文化財保護法の立案・制定過程で生み出され、その後一般化した比較的新しい用語であることはよく知られている。こうした基本的なことから確認から始めて、現在わが国で一般的に採用されている文化財の体系（図参照）を概説し、その後の講義の基礎となる共通理解の形成に努めた。

ところで、先の②の質問に関して、たとえば、「古墳」「仏像」といった漠然とした回答とともに、「法隆寺」「奈良の大仏」「姫路城」といった回答が数多く見られ、受講生の文化財に対するイメージを垣間見ることができた。こうした受講生の、言うならば“名品”主義的な文化財認識を確認できたことが、先に記した目標の中でも、とりわけ、<“身近”にある文化財の存在について認識させ、その意義を理解させる>という方向性を見出すことに繋がったように思われる。

このような第1回目の授業をうけて、以後、私たちの“身近”にある文化財という観点を特に意識しながら、授業を組み立て、講義を進めた。

(2) 無形民俗文化財の現在を考える－「当麻お練り」を素材として－

最初に取り上げたのは無形民俗文化財であり、具体的には、奈良県北葛城郡当麻町の当麻寺に伝わる「練供養」と呼ばれる伝統的宗教行事³⁾を素材とした。練供養は「来迎会」「迎講」とも呼ばれるが、正式には「聖衆來迎練供養会式」といい、西方浄土から阿弥陀仏が衆生を迎えに来迎し、無事極楽往生を果たすという場面を劇的に演じてみせる宗教行事である⁴⁾。当麻寺の場合、「当麻お練り」「当麻レンズ」と呼び慣わされ、浄土信仰と当麻寺に特徴的な中将姫伝説とが合体した内容を有しており、同種の行事として全国的に最も著名なもののひとつとなっている⁵⁾。現在、儀式は毎年5月14日に執り行われ、近隣の信徒のみならず、全国から多くの浄土・真言両宗の信者、そして多数の観光客をも集めている。

講義では、学外授業として5月14日に「当麻お練り」を見学することを前提とし、それまでに当麻寺の歴史や同寺に伝存する他の文化財に関する授業を行った。さらに「当麻お練り」を見学する際の手助けとなるよう、儀式の流れを簡略に説明した。その上で、儀式の経過を時間に添って記録することを主とした課題を与え、学外授業当日を迎えた。

当日は、午前中、法隆寺を見学した後、午後3時前に当麻寺に到着。学生には、儀式の開始まで寺内を見学させ、その後、儀式の終了まで練供養を見学させた（写真1）。



写真1 「当麻お練り」の様子

学外授業後、練供養の現場で受講生各自が作成したメモをもとにしながら、当日撮影したビデオや「当麻お練り」を紹介するビデオ⁶⁾を用いて、儀式全体の流れ、儀式のポイントとなる場面などを確認させ、先に述べた課題を完成させた。加えて、「当麻お練り」が、日本の浄土信仰の展開を考える上で極めて重要な位置を占める文化財であることを確認した。

次に、「当麻お練り」という無形民俗文化財を実際に見学した経験をふまえ、第二次世界大戦後の文化財保護行政において、民俗芸能が無形の民俗文化財として保護の対象とされて行く過程⁷⁾について講義した。さらに、「当麻お練り」の途中で、儀式とは本来無関係のシンセサイザー音楽が流されている事実⁸⁾を導入として、私たちが伝統的と感じている行事・芸能が、多くの

場合原初的な形態をそのまま維持してはおらず、様々な要因によって常に変化していることに注意を喚起した。そして、現代社会における“伝統”的な民俗芸能の変化の背景には、観光化や地域の活性化などの問題が深く関係していることについても触れ⁹⁾、これから文化財の保護、あるいは活用について考えようとする場合、こうした問題を抜きにしては語れないであろうことも強調した¹⁰⁾。

(3) 文化財保護の歴史－文化財保護法を素材として－

次に、日本の文化財保護の根幹を担う、文化財保護法という法律を取り上げた。

周知のことと屬するが、明治以後の文化財保護関連の法令について、簡単に振り返っておこう。1871年（明治4）の太政官布告「古器旧物保存方」に始まり、岡倉天心らの活動を経て、「古社寺保存法」や「史蹟名勝天然記念物保存法」が定められ、1929年（昭和4）には「国宝保存法」が、1933年（昭和8）には「重要美術品等ノ保存ニ關スル法律」が制定された。第二次世界大戦になると、1950年（昭和25）、前年1月の法隆寺金堂壁画の焼失を直接的契機として、「文化財保護法」が制定され、文化財保護のための基礎が確立された。その後は、文化財保護法の改正によりながら、文化財の保護と活用のための様々な条件、環境の整備が続けられてきている¹¹⁾。

講義では、5月14日の学外授業で法隆寺を見学したことをふまえて、火災に見舞われた法隆寺金堂が現在どのように保存されているのか¹²⁾、という点を導入とし、上記のような文化財保護のための法令、主として文化財保護法の制定と改正とに関する授業を行った。こうした授業によって、文化財保護法が有する意義を確認させるとともに、文化財保護制度の現状についても理解させるよう試みた。さらに、文化財保護法のたび重なる改正によって、保護対象となる文化財の範囲が次第に拡大されてきた事実¹³⁾にも気づかせ、先の図に示されるような現行の文化財の体系についての理解を深めさせることを意図した。

(4) “身近”にある文化財－登録有形文化財を素材として－

文化財保護制度の整備と保護対象の拡大という点に触れた直前の講義の展開という側面も強いが、春期の最後に取り上げたのは、文化財の登録制度と、それに基づく登録有形文化財であった。

文化財の登録制度は、1996年（平成8）の文化財保護法改正時に導入された文化財保護のための新たな制度である。文化財保護制度の中核が、国や地方公共団体による指定に基づき、強力な規制の下、手厚い保護策をとる指定制度にあることは言うまでもない。それに加えて、その指定制度を補完する目的から、さらには、近年とみに高まりつつある近代の文化財の保護を求める声に対応し、保護手法の多様化を図るという目的から採用されたのが、建造物を対象とした登録制度である¹⁴⁾。

さて、本学においては、学園の創立者森平蔵氏の旧宅であった樟徳館が、昭和初期を代表する近代和風建築として登録有形文化財となっている¹⁵⁾。文字通り“身近”なところに、“本物”的文化財が存在しているのである。講義では、この樟徳館を教材として生かすことを目指した¹⁶⁾。

授業ではまず、登録制度の概要、指定制度と登録制度との違いなどについて概説した。その際、登録制度が、所有者の意志を尊重し、自発的な保護を期待する制度であり、文化財の利用・活用にも重点をおいた制度であることを強調した。

そして、文化財の利用・活用について考えさせるため、大阪市内の中之島から北浜一帯の地域に残る、登録有形文化財を中心とした、戦災を免れた近代建築物¹⁷⁾を見学し、その利用・活用状況を学ばせる学外授業を計画した。その際、受講生各自が見学して着目した、近代建築物の創建年代や外観の特徴などについて調べるとともに、その利用状況を記録することを課題とした。この学外授業は、7月6日に実施した。当日は、近世から近代に至る大阪の住まいをテーマとした博物館・大阪市立住まいのミュージアム（<現名称>大阪くらしの今昔館、大阪市北区天神橋）を見学した後、北浜へ移動、周辺に残る近代建築物を見学させた。

次の授業時には、樟徳館に教室変更し、まず館内を見学、そのおおまかな構造と利用状況を把握させるようにした。その上で、近代建築物を見学した学外授業の経験をもふまえて、樟徳館もしくは記念館の利用・活用プランを考えるという課題を受講生に提示した¹⁸⁾。この課題については、授業中に意見交換などを行い、受講生それぞれがプラン内容を深めることができれば理想的であったと考えるが、授業時間の制約によって、春期の定期試験問題のひとつとせざるを得なかった。

(5) 成績評価の方法

春期「文化財論A」は、上記のような内容で終了した。講義全体について総括する機会を持つことができなかつたことが反省点として残る。無形民俗文化財や登録有形文化財を実際に見学したことによる、受講生の文化財に対する興味・関心の変化について、あるいは文化財の保護や活用上の課題や問題点に関する理解について推し量るための試みが必要であったと思う。そうした受講生の講義に関する理解度の確認という点に関連して、ここでは、春期の場合を例に、「文化財論」の成績評価について述べておきたい。

『講義要項』に記した通り、「文化財論」では、「定期試験、学外授業にともなうレポート、出席状況などによる総合評価」によって成績評価を行った。その際、定期試験3：学外授業にともなうレポート（＝課題）4（2×2回）：出席状況3の比率で評価した。

出席状況に関しては、「文化財論」が必修科目である点を鑑み、成績評価の際の前提、かつ基礎として取り扱った。

次に、学外授業の際のレポート（＝課題）に関しては、1回の学外授業に大きくは2つの課題を課しており、それを成績評価に用いた。個別の課題に対する評価基準については、初年度ということで様々に模索したが、結論を言えば「課題に対して真摯に取り組んでいるか」、あるいは「疑問点をそのまま放置することなく、調査・追究を試みているか」といった態度、姿勢を重視し、それに内容の充実度や完成度などを加味しての評価となった。

定期試験は、春期の場合、先に述べた樟徳館もしくは記念館の利用・活用プランを回答させるとともに、第二次世界大戦後の文化財保護制度の要点について答えさせた。後者については、受

講生のほとんどが理解できていたようで、かなり高い正答率であった。前者の具体的な内容については、紙数の都合により省略せざるを得ないが、様々な形式によりながら樟徳館の開放を主張するプランが多かったことを報告しておきたい。

以上のような要件をもとに成績評価を行った結果、春期「文化財論 A」では、欠席回数の多かった 1 名を除き、55 名を合格とした。

II 秋期「文化財論 B」の記録

秋期「文化財論 B」の授業時間は、春期と同じ金曜日第 5 時限で、10 月 5 日に第 1 回目の授業を行った。その後、学園祭や入学試験等の学内行事による休講があるものの、2 回の学外授業を含めて、合計 12 回の授業を確保することができた（定期試験を除く）。春期の場合と同様、以下、「文化財論 B」の講義内容を記す。

(1) 無形文化財の現在を考える－狂言・落語を素材として－

「文化財論 B」では、まず、無形文化財を対象とし、狂言と落語を取り上げた。

ア) 狂言

本学では、毎年「生駒狂言鑑賞会」「東西狂言会」という 2 度の狂言鑑賞の機会を、広く一般に提供している¹⁹⁾。そのうち「東西狂言会」を利用し、“生”の狂言＝文化財を体験してもらうことを企図した。2001 年（平成 13）度の第 13 回「東西狂言会」は、10 月 29 日、東大阪市市民会館ホールにおいて、「人間国宝」の茂山千作氏をはじめ、茂山千之丞氏、野村万作氏らの出演で行われた。この「東西狂言会」を学外授業とすることを前提に、講義を組み立てた。

授業ではまず、狂言の歴史や特徴などについて概説し²⁰⁾、次に「東西狂言会」の演目「二千石」「縄絹」「濯ぎ川」のあらすじを紹介した。さらにその中から「二千石」を取り上げ、「『二千石』に見る、中世武士たちの“記憶”」というテーマで、狂言の中に中世社会の一端を読み解く講義を試みた²¹⁾。こうした事前の授業を行った上で「東西狂言会」の当日を迎えた。

学外授業に際して、演目の内容や役者のせりふ・しぐさなどについて興味・関心をもった点を記録するといった課題を受講生には与えてあったが、その結果についても紙数の都合により省略する。なお、感想文には、最初は聞きづらかったせりふや言葉使いも、慣れるにしたがい理解できるようになり、狂言は予想以上に面白く、親しみやすかった、という趣旨のものが多く見られた。とりわけ「濯ぎ川」が面白かった、という声はかなりな数にのぼった。第二次世界大戦後に作られた「濯ぎ川」は、いわゆる新作狂言の中でも特に有名な作品で、既に「古典」の域にまで達した演目と評されている²²⁾。「濯ぎ川」のように、狂言の中でも異質な新作狂言、しかもとりわけ有名な作品に触れられたことは、名だたる狂言役者の方々の演技に直接触れられることとともに、受講生にとって貴重な体験となったと考える。

狂言を観賞した後の授業では、課題への回答をもとに、「二千石」や「縄絹」の内容から窺うことができる歴史や文化の様相について、あるいは役者の演技で目を引かれた面白さなどについて、確認するなどした。

イ) 落語

狂言に続けて取り上げたのが、落語である。落語は、狂言と同様“笑い”に基づく伝統芸能であるが、大衆芸能、寄席演芸のひとつというその存在形態から、いまだ文化財との認識が十分になされていないように、筆者には思われる。けれども、本学の立地する大阪という土地は、江戸時代以来、「上方落語」という言葉に象徴されるように、江戸とともに落語の一方の中心地であった。こうした上方の地・大阪においては、人びとの生活の息吹を生き生きと伝えてくれる落語は、他の地域において以上に“身近”な存在である。したがって、“身近”な文化財という観点を重視した2001年度の「文化財論」においては、その素材として相応しいものであると考えた。

講義では、落語家林家染左氏の協力を得、学内において“生”的落語に接する機会を、11月30日の授業時間に設定することができた。ただ日程上の都合から、事前の授業では、落語について基礎的な事項を確認することしかできなかった。当日は、本学円形ホールを会場に、林家染左氏の落語「動物園」「崇徳院」と、氏の指導による簡単なワークショップ、落語に関する質問コーナーといったプログラムを、「開放授業」²³⁾という形で実施した（写真2）。事前に行ったアンケートによれば、テレビなどで目にすることはあっても、直に落語に触れたことのない受講生が多く、その意味では、“生”的落語に触れる機会を提供できたことは有意義であったと考える。

この落語体験の後、落語および噺家の歴史や、上方落語と江戸落語との違いなどに触れる授業を行い、落語の現在までを概観した²⁴⁾。



写真2 落語「開放授業」の様子

ウ) 狂言・落語の未来について

これまで述べたような狂言と落語についての授業をふまえて、無形文化財を取り上げたこのユニットのまとめとなる授業を行った。まず、NHK人間講座・茂山千之丞『狂言ってどんな芝居』²⁵⁾、ならびに同・桂文珍『文珍流・落語への招待』²⁶⁾の中から、狂言と落語の現状や将来に関わる箇所の一部をそれぞれ紹介した。そして、紹介した内容やこれまでの講義を参考に、狂言や落語の現状についての意見、またそれらの未来についての予測や意見を受講生に求め、その意見内容の概略を次の授業時に報告、紹介した。

(2) 文化財を将来に伝えるために－「生活文化財」・企業ミュージアムを素材として－

「文化財論B」の最後、ひいては2001年度「文化財論」のまとめとして、文化財を保護し、将来に伝えるという問題について考えさせることを目的とした講義を企図した。

その際、この問題を受講生の身近な問題としてとらえさせることを意図して取り上げた素材が、「生活文化財」²⁷⁾である。「生活文化財」は、文化財保護法が定めるような文化財の定義に必ずしも合致するものではなく、私たちが日常生活において使用しているような、様々な器物、道具、日用品までもがその対象となる。その多くは、現時点で見れば、通常文化財とは見なし得ず、「生活文化財」という考え方も、いまだ広く一般に受け入れられたものとは言えないであろう。けれども、未来からの、言い換えるならば、私たちの子孫からの視点に立てば、「生活文化財」は、それぞれの時代を生きた、あるいは生きる人びとの生活や、それに随伴する文化を伝える貴重な資料となり得るものであると考える²⁸⁾。国宝や重要文化財に指定されるような“名品”のみが文化財なのではなく、私たちのごく身近なところにも、将来に伝えるべきもの、すなわち、広義の文化財が存在する事実を確認させること。そして、こうした“身近”な文化財について考えを巡らせることで、文化財を将来に伝えるという社会的、現代的な課題を、自らの身近な問題としてとらえ直せること。「生活文化財」を素材として取り上げた理由は、こうした点にあった。

また、博物館という“場”にも注目した。博物館は、文化財を保護し、将来に伝えるという問題に関して見れば、ある意味極めて矛盾に満ちた“場”であると言えよう。すなわち、博物館が収集した資料、言い換えるならば文化財を保護し、後世に残そうとするならば、収蔵庫の奥深くにしまい込み、最良の保存環境の下で保管することが最も望ましいはずである。けれども博物館は、収集した資料=文化財を調査研究し、それらを展示公開することで学習機会を提供するなど、言うならば活用することで様々な社会的責務を果たして行かなければならない。その過程においては、資料=文化財の保存・保護と言った観点からすれば、当然、それ相当のリスクをも考慮しなければならないはずである。利用者にとって望ましい、理想的な博物館を目指せば目指すほど、資料=文化財の保存と活用との矛盾が、深刻な問題として立ち現れてくることが予想される²⁹⁾。博物館は、文化財を保護し、それを将来に伝えるという問題と日常的に対峙しなければならない、まさにそうした“場”なのである。

そして、「生活文化財」と博物館とを繋ぐ存在として着目したのが、企業ミュージアムであった³⁰⁾。企業ミュージアムは、それぞれの企業のモニュメント、広報・宣伝の手段といった側面を有しており、その企業の“広告塔”でもあることには注意を要しよう。しかしその一方で、企業ミュージアムは、私たちの身近に存在する各種の工業製品－「生活文化財」の範疇に含まれようや、それらを支える技術が、私たちの生活の変化を物語る文化財となり得る存在であることを明瞭に示してくれている。

このような認識・観点に立って講義を組み立て、「生活文化財」という考え方や、近年開館した博物館に見られるテーマ性³¹⁾などについての授業を行い、開館して間もなかった大阪歴史博物館（大阪市中央区大手町）と企業ミュージアムのひとつ SANYO MUSEUM（守口市京阪本通）³²⁾とを学外授業で見学することとした。この学外授業は、2002年1月16日に実施し、課題

として、両博物館の展示物や展示方法に対する意見、企業ミュージアムの活動やそこで展示物の文化財的価値などについての意見を述べることを課した。この課題の結果についても詳細は省略せざるを得ないが、企業ミュージアムの活動やその姿勢に対しては、おおむね好意的な印象を持った受講生が多く、また、SANYO MUSEUM に展示されていた電化製品やその宣伝媒体などに対して、文化財的価値を認める意見を述べた受講生が比較的多かったことを、全体的な傾向として報告しておきたい。

なお「文化財論 B」の定期試験では、企業ミュージアムを見学して得た知見などをも参考にして、受講生各自の“身近”なところに“文化財”を見出し、それを“文化財”と考えた理由や、それを将来に伝えて行く上での課題などについて考えさせた。そこには、年度当初に見出した＜“身近”にある文化財の存在について認識させ、その意義を理解させる＞という方向性についての教育効果を確認したいという意図があったことは言うまでもない。受講生が、“身近”にあるどのようなものに、“文化財”としての価値を見出したか、という具体的な事例についても、残念ながら紙数の都合上、ここでは省略する。

III 「文化財論」の課題—むすびにかえて—

以上、2001 年度「文化財論」の講義内容を記した。筆者にとって「文化財論」は、文字通り「五里霧中」の状況でスタートし、1 年間「暗中模索」し続けた担当科目であった。受講生に対しては申し訳なく、言い訳のしようも無いが、やはり講義としては不完全な、改善・修正すべき箇所が山積している科目であり、筆者自身数多くの反省点、課題がある。

内容について言えば、先の図に見られる、埋蔵文化財と文化財の保存技術とに触れることができなかったことがあげられる。埋蔵文化財は、量的に文化財の相当な部分を占めるのみならず、開発との関係で、それらを包含する遺跡の破壊と保存との間でしばしば大問題が発生する。文化財の保存と活用、文化財を将来に伝える上での課題や問題点について考えることを目的としたことからするならば、埋蔵文化財は無視することのできない対象であった。同様に、文化財を将来に伝える上で極めて大きな役割を果たす保存技術について触れられなかったことは、それが筆者の能力の及ばない分野であったとしても、やはり不備との誇りは免れまい。これらについては、今後何らかの形で講義に組み入れる必要を感じる。

方法面について言えば、まず、学外授業の際の課題の成果・結果の受講生へのフィードバックという問題が残された。受講生は、おおむね課題に対して真摯な取り組みを見せてくれたと思う。にもかかわらず、その成果・結果に対して、中途半端に総評的なコメントを付し、筆者の考えを投げ返すことしかできなかった。せっかく課した課題とその成果・結果を、筆者の力不足や時間配分の不手際から、文化財に対する理解の深化や、文化財を将来に伝えて行きための課題・問題点について考えるための手がかりとして活用することができていない。これは、今後、最も改善を図るべき点と考えている。

また、学外授業については、“身近”にある文化財という観点を重視し、素材・対象を選定した結果、無形の文化財に偏ったきらいはあるものの、様々な文化財に触れてもらうという最低限

の目標は達したように思われる。しかしながら、学外授業での実体験に基づきながら、文化財そのものが有する歴史的、文化的意義について理解を深めたり、文化財の保護と活用、あるいはそれらを将来に伝える上での課題や問題点に対する認識を覚醒することができたかという点を考えると、学外授業の位置付け方は、決して満足できるものではなかった。今後、学外授業の設定の仕方、利用の仕方にいっそうの工夫が必要であることは言うまでもない。

これら以外にも、受講生から指摘された、世界の文化財（文化遺産）の扱いや、いわゆる国宝のような“名品”の文化財の扱いなど³³⁾、「文化財論」を組み立てて行く上で考慮すべき点は極めて多い。担当者として、その教育内容の厳選やより効果的な教育方法の発見等に、今後なおいっそう努力し、より充実した教育内容を提供できるようにしたいと思う。

日本文化史学科は、スタートしたばかりの新しい学科であり、学科のあらゆる面を充実、整備する途上にある。学科カリキュラムの充実、整備に、本稿が若干でも資するところがあれば幸いである。また、本稿がきっかけとなり、日本文化史学科への関心が広がり、理解が深まることになれば、これに過ぎる喜びは無い。

注

- 1) 1999年4月より短大日本文化史学科に勤務した筆者は、堀裕専任講師（現本学日本文化史学科助教授）担当の「文化財論」を見聞する機会には恵まれていた。
- 2) 「文化財論」なる名称の科目が開講されている大学は、管見の限りでは、本学を含めてわずか4大学にとどまる。むろん「日本」「地域」「美術」「埋蔵」といった用語を冠し、対象を限定した科目や、類似の「文化財学」まで含めれば、その数は決して少なくない。ただ、「文化財学」は、どちらかと言えば、文化財の保存科学に重点を置く大学が多ように見受けられ、筆者が現実的に参考にできるような「文化財論」「文化財学」の先行モデルは必ずしも多くなかった。
- 3) 大串純夫「来迎芸術論」（同氏『来迎芸術』、法藏館、1983年、所収）、「当麻寺の練供養」（『音と映像と文字による【大系】日本歴史と芸能』第2巻、平凡社、1990年、所収）など参照。
- 4) 大串前掲注3) 論文参照。
- 5) 当麻寺、および中将姫伝説に関しては、前掲注3) のほか、『当麻村誌』（当麻村教育委員会、1956年）、『當麻町史』（當麻町史編纂委員会、1976年）、松前健・河原由雄『当麻寺』（保育社、1988年）、河中一学『当麻寺私注記』（雄山閣出版、1999年）、山岸常人「伝説の地に建つ中世仏堂」（『(日本の国宝別冊) 国宝と歴史の旅』第2号、朝日新聞社、2000年、所収）など参照。
- 6) 「当麻寺の練供養」（前掲注3）の映像を用いた。
- 7) 才津祐美子「そして民俗芸能は文化財になった」（『たいころじい』第15巻、1997年）参照。
- 8) NHK特集「シルクロード」のテーマ曲であった、喜多郎氏の「絲綢之路」がスピーカーを

通して流されている。関係者への電話による問い合わせによれば、1989年からこの曲が「当麻お練り」に用いられているということであった。

- 9) 橋本裕之「保存と観光のはざまで－民俗芸能の現在」(山下晋司編『観光人類学』、新曜社、1996年、所収) 参照。
- 10) 1992年の「地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律」、通称「お祭り法」の制定は、地域伝統芸能を観光や地域活性化に積極的に活用するための、言わば「お墨付き」を与えたものと判断され、地域伝統芸能の文化財としての保存・活用とそれを利用した観光、地域活性化とは表裏一体の問題として考えなければならない段階に至ったと言えよう。その意味で、「文化政策」と呼ばれるような内容を、「文化財論」に盛り込む必要性を感じる。
- 11) 文化庁文化財保護法研究会編『文化財保護法 改正のポイント Q&A』(ぎょうせい、1997年) 参照。
- 12) NHK「悠久の大伽藍・法隆寺」(1997年12月23日放送) の一部を利用した。
- 13) 周知のことではあるが、先に述べた民俗文化財が文化財の体系に明確に位置付けられたのが1975年であり、同じ改正で、伝統的建造物群や文化財の保存技術も保護の対象とされている。それに先立つ1954年の改正時には、無形文化財に関する指定制度が設けられており、後で触れるように1996年の改正では、有形文化財のうち建造物について登録制度が新設されるなど、保護対象が次第に拡大、整備されている。
- 14) 「文化財保護法と登録制度の解説」(前掲注11) 書所収) 参照。
- 15) 2000年、「造形の規範となっているもの」という登録基準を満たすものとして、主屋をはじめ土蔵・鎮守社・門・東塀・南塀が登録有形文化財となった。
- 16) 檜蔭学園は、樟徳館のみならず樟古館・記念館など、近代建築史上、また近代女子教育・私学教育史上、貴重な文化的財産となる建築物を有している。それらを十分に保存、活用することは学園の責務でもあろう。こうした学園財産である建築物の教材としての利用、活用については、別に考える機会を持ちたいと思う。
- 17) 一帯には、国の重要文化財大阪府立中之島図書館や、登録有形文化財の生駒ビルディング・綿業会館などのほか、大阪市中央公会堂などの優れた近代建築物が残っている。
- 18) 受講生が樟徳館の利用・活用プランを考える際、授業時の見学では限界があることが予想された。また、課題に回答するために樟徳館の見学を望んでも、利用手続きをとる必要があるなど、様々な障害が予想された。したがって、同一校地にあり、見学することが比較的容易な記念館も課題の対象とした。
- 19) いずれも本学の主催で、近年は、「生駒狂言鑑賞会」が毎年6月奈良県生駒市において、「東西狂言会」が毎年10月大阪府東大阪市において開催されている。
- 20) 小林保治・森田拾史郎編『能・狂言図典』(小学館、1999年)、茂山千之丞『狂言ってどんな芝居』<NHK人間講座テキスト>(日本放送出版協会、1999年)など参照。
- 21) 「二千石」の中で、「八幡殿」、すなわち源義家が安倍貞任を追討した折りの酒宴におけるエ

ピソードが取り上げられていることに注目し、川合康氏の見解（『源平合戦の虚像を剥ぐ』、講談社、1996年）を参考に、中世の武士社会において、ことあるごとに源頼義・義家らによる「前九年の役」の“記憶”が語られる意味について考察した。

- 22) 飯沢匡原作。茂山前掲注20) 書159～160ページ。
- 23) 授業を、受講登録者以外にも開放することを試みた。
- 24) 東大落語研究会編『増補 落語辞典 改訂新版』(青蛙房、1994年、初版は1969年)、桂米朝『落語と私』(文藝春秋、1986年、初出は1975年)、桂文珍『文珍流・落語への招待』<NHK人間講座テキスト>(日本放送出版協会、2000年)、山本進編『落語ハンドブック 改訂版』(三省堂、2001年)など参照。
- 25) 1999年10月～12月期放送。
- 26) 2000年1月～3月期放送。
- 27) 森田恒之「文化を記録する生活文化財」(文化財保存修復学会編『文化財の保存と修復②博物館・美術館の果たす役割』、クバプロ、2000年、所収)参照。
- 28) 「電気がまや国産初のドライヤー、インスタントラーメン」を文化財として将来に伝えて行くための組織として、「産業技術資料情報ナショナルセンター」が2002年秋に国立科学博物館によって設置されるという(『朝日新聞』<大阪版>2002年2月28日夕刊)。これまでなら、消費、使用した後はゴミとして捨てられてきたモノが文化財として認められつつあることが窺えよう。
- 29) 岡部央「広がる地域博物館の役割」(前掲注27)書所収)62ページ。
- 30) 関西における企業ミュージアムに関しては、大阪企業家ミュージアムのホームページ(<http://www.kigyoka.jp/museum/>)の「企業ミュージアムガイド in 関西エリア」などを参照。
- 31) 「住まいのミュージアムができるまで」(大阪市立住まいのミュージアム編『住まいのかたち暮らしのならい』<大阪市立住まいのミュージアム図録>(大阪市立住まいのミュージアム、2001年、所収)88ページ。
- 32) 1947年創設の三洋電機株式会社が創立50周年を記念して開設したミュージアム。
- 33) 受講生に「文化財論」を1年間受講し終えて、改善すべき点について意見を求めた際、指摘されたもので、今後の「文化財論」の在り方、位置付けを考える上で考慮すべき点と考える。

〔付記〕2001年度「文化財論」の講義を行うにあたっては、日本文化史学科の堀裕氏、同学科事務センターの池田良子氏・兵穂氏にたいへんお世話になった。短大時代に「文化財論」を担当されていた堀氏には、学外授業の下見にお付き合いいただいたのをはじめ、講義を進める中で惹起した問題について御助言を賜った。池田氏・兵氏には、授業の準備にお手を煩わせたにとどまらず、学外授業の際にいろいろと御配慮いただくなど、ひとかたならぬ御協力を賜った。まがりなりにも1年目の「文化財論」を大過なく終えることができたのは、3氏の御協力、御援助のおかげである。3氏に対して、この場を借りて、心より御礼を申し上げます。